



福岡医発第192号（地）
令和2年4月16日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱い
及び覚書の締結について

今般、標記の件について、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）あて別添のとおり通知がなされ、本会に対しても福岡県保健医療介護部及び日本医師会を通じて連絡がありました。

本件は、令和元年度に発行されたクーポン券（以下、「旧クーポン券」という。）に係る有効期限を延長し、令和2年度においても使用可能とすること、及びそれに伴う旧クーポン券の取扱い等について周知を依頼するものです。

風しんの第5期の定期接種に係る委託料については、別紙1のとおり令和元年度から令和2年度にかけて各市町村の予防接種費用が改定されていることから、医療機関は患者より提示された旧クーポン券の面額を確認し改定されている場合は、金額に取り消し線を引き、改定後の金額を記載のうえ請求することとされております。仮に医療機関からの請求にあたり改定前の金額にて請求する等の過誤があった場合の対応については、日本医師会と全国知事会との間で別紙2のとおり覚書が締結されており、各市町村より国保連合会を通じて医療機関に対して返還請求が行われ、医療機関は改めて適切な委託料にて請求することとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本年5月以降に、上記のような請求過誤事例について順次調整がなされることとなっておりますこと申し添えます。

<覚書の概要>

1. 過誤のあった委託料（抗体検査及び予防接種の費用）の返還請求
 - ①市区町村は、国保連合会を通じて医療機関等に対して返還請求を行う。
 - ②医療機関等は、①による返還が行われた後、適切な委託料について国保連合会を通じて市区町村に請求する。

2. 検査方法の追加

測定キット名（製造販売元）	検査方法	抗体価（単位等）
Rubella-G アボット （アボットジャパン株式会社）	化学発光免疫測定法 （CLIA 法）	1 5 未満 （国際単位（IU/mL））

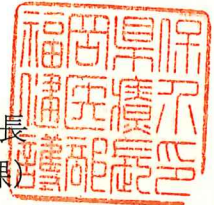
3. 乾燥弱毒生風しんワクチン（風しん単独ワクチン）を使用した場合、医療機関は被接種者が居住する市区町村に直接当該接種に係る費用を請求することを可能とする。（集合契約に基づきクーポンを用いた請求を行う場合は、従来通り、MR ワクチンを使用する。）

4. 風しん抗体検査の価格（別紙 8）の改定（令和元年 1 0 月 1 日の消費税率改定に伴うもの）

1 疾病第3440号
令和2年3月26日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課)



風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて（周知依頼）

本県の保健医療介護行政につきましては、平素から御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについては、厚生労働省健康局健康課長及び結核感染症課長から「風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて」（令和2年1月8日事務連絡）及び「風しんの追加的対策に係る令和2年度の対応について（協力依頼）」（令和元年12月20日事務連絡）により通知されたところです。

つきましては、医療機関においての令和元年度に発行されたクーポン券等の取り扱いに係る事務手続き等は下記のとおりとなりますので、貴会会員に対し周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて
有効期限を延長して令和2年度も使用可能とする
- 2 医療機関においての令和元年度に発行されたクーポン券等の取り扱いに係る事務手続きについて

「令和元年度に発行されたクーポン券で令和2年度に定期接種を実施した場合」及び「令和元年度末に前倒し発行された令和2年度のクーポン券で令和元年度に定期接種を実施した場合」は、実施機関において、当該クーポン券を発行した市区町村の接種日の属する委託料を確認（※以下3で示す新旧価格表を使用。）し、クーポン券の面額に変更がある場合は、金額に取り消し線を引き、その下部に改定後の金額を記載する。実施機関は、クーポン券を貼付した予診票の合計金額を請求金額として取りまとめの上、福岡県国民健康保険団体連合会等を通じて市区町村へ請求を行うものとする。



3 令和元年度から令和2年度にかけて定期接種に係る委託料を改定した市町村及び新旧価格表

別紙のとおり

※他県の情報等は今後厚生労働省HPにおいて公表される予定ですので、申し添えます。

お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 今村

TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3331

E-mail : imamura-t6219@pref.fukuoka.lg.jp

風しんの第5期の定期接種に係る委託料の改定市町村

市区町村番号	市区町村名	令和元年度 旧委託料（税抜き）/円		令和2年度 新委託料（税抜き）/円	
		予診のみ	接種費用	予診のみ	接種費用
401005	北九州市	2,820	9,425	2,880	9,485
402028	大牟田市	2,612	11,109	2,880	11,570
402044	直方市	667	8,847	664	8,850
402052	飯塚市	1,503	9,070	1,790	9,130
402061	田川市	1,193	8,670	1,182	8,646
402109	八女市	1,389	9,070	1,389	9,130
402117	筑後市	1,389	9,070	1,389	9,130
402125	大川市	1,240	9,270	1,250	9,330
402133	行橋市	設定なし	8,980	設定なし	9,082
402150	中間市	2,820	9,070	2,880	9,130
402257	うきは市	1,770	9,100	1,805	9,160
402265	宮若市	667	8,847	664	8,850
402273	嘉麻市	1,503	9,070	1,790	9,130
402281	朝倉市	1,410	10,323	1,440	10,380
403814	芦屋町	2,820	9,070	2,880	9,130
403822	水巻町	2,820	9,070	2,880	9,130
403831	岡垣町	2,830	9,080	2,880	9,130
403849	遠賀町	2,820	9,070	2,880	9,130
404012	小竹町	667	8,847	664	8,850
404021	鞍手町	667	8,847	664	8,850
404217	桂川町	1,503	9,070	1,766	9,070
404471	筑前町	1,410	10,323	1,440	10,380
404489	東峰村	1,551	11,356	1,584	11,418
405221	大木町	1,240	9,270	1,250	9,330
405442	広川町	1,389	9,070	1,389	9,130
406015	香春町	1,193	8,670	1,182	8,646
406023	添田町	1,193	8,670	1,182	8,646
406040	糸田町	1,193	8,670	1,182	8,646
406058	川崎町	1,193	8,670	1,182	8,646
406082	大任町	1,193	8,670	1,182	8,646
406091	赤村	1,193	8,670	1,182	8,646
406104	福智町	1,193	8,670	1,182	8,646
406210	苅田町	設定なし	8,980	設定なし	9,082
406252	みやこ町	設定なし	8,980	設定なし	9,082
406465	上毛町	909	8,827	909	8,827

※上記以外の市町村は令和元年度から令和2年度にかけて定期接種に係る委託料を改定していないため、金額の修正は不要。

事 務 連 絡
令 和 2 年 1 月 8 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局結核感染症課

風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて

風しんの追加的対策につきましては、多大なる御理解及び御協力を賜り感謝申し上げます。

令和元年度に発行したクーポン券の取扱いについては、「風しんの追加的対策に係る令和2年度の対応について（協力依頼）」（令和元年12月20日付け健康局健康課・結核感染症課事務連絡）において、令和2年度も使用可能とすることとしていましたが、令和2年度に風しんの第5期の定期接種に係る委託料（以下「委託料」という。）を変更する自治体における対応について、下記のとおり定めることとしますのでお知らせいたします。

つきましては、下記事項について関係者への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について御協力をお願いいたします。

記

1 有効期限を延長したクーポン券の取扱いについて

- (1) 有効期限を延長したクーポン券で、委託料を改定したものについては、実施機関において、当該クーポン券を発行した市区町村の委託料改定の有無を確認（※以下3(2)で示す新旧価格表を使用。）し、クーポン券面額に変更がある場合は、旧金額に取り消し線を引き、その下部に改定後の金額を記載する。実施機関は、クーポン券を貼付した予診票の合計金額を請求金額として取りまとめの上、代行機関を通じて市区町村へ請求を行うものとする。
- (2) なお、委託料が改定された市区町村のクーポンであっても、実施機関において委託料の訂正がなされない（印刷済みの券面額がそのまま表示されたクーポンを代行機関に提出する）場合は、印刷済みの券面額により市区町村に請求される。このため、市区町村においては、改定後（令和2年度）の委託料と改定前（令和元年度）の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

(健Ⅱ10F)
令和2年4月3日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

風しんの追加的対策に係る覚書の締結及び
請求・支払いに係る過誤調整事務マニュアルの送付等について

本会と全国知事会との集合契約に基づく風しんの抗体検査および風しんの第5期の定期接種に係る請求・支払いに関し、これまで各市区町村においては、医療機関から集合契約の内容と異なる方法で請求された場合についても、一旦、医療機関の請求額どおりの支払いを行うとされ、当該事例に係る取扱いについては追って通知するとされておりました。

今般、上記事例に係る調整方法（過誤調整）等について、本会と全国知事会との間で別添のとおり覚書を締結いたしましたのでご報告申し上げますとともに、厚生労働省において事務マニュアルが作成され、同省より本会あて周知方依頼がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

本覚書及び事務マニュアルに基づき、本年5月以降、上記事例について順次調整がなされることとなりますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

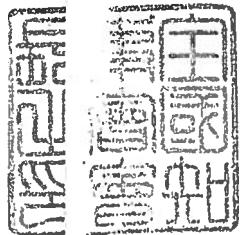
<覚書の概要>

1. 過誤のあった委託料（抗体検査及び予防接種の費用）の返還請求
 - ①市区町村は、国保連合会を通じて医療機関等に対して返還請求を行う
 - ②医療機関等は、①による返還が行われた後、適切な委託料について国保連合会を通じて市区町村に請求する。

2. 検査方法の追加

測定キット名（製造販売元）	検査方法	抗体価（単位等）
Rubella-G アボット （アボットジャパン株式会社）	化学発光免疫測定法 （CLIA 法）	15未満 （国際単位（IU/mL））

3. 乾燥弱毒生風しんワクチン（風しん単独ワクチン）を使用した場合、医療機関は被接種者が居住する市区町村に直接当該接種に係る費用を請求することを可能とする。（集合契約に基づきクーポンを用いた請求を行う場合は、従来通り、MRワクチンを使用する。）
4. 風しん抗体検査の価格（別紙8）の改定（令和元年10月1日の消費税率改定に伴うもの）



覚書

「風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る委託契約書」（以下「本契約」という。）第17条に基づき、全国知事会（以下「甲」という。）と公益社団法人日本医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項について、覚書を交わすものとする。

（過誤のあった委託料の返還請求）

- 第1条 市区町村（以下「丙」という。）において、本契約第7条に基づく委託料の請求に過誤を認めた場合、請求を行った医療機関等（以下「丁」という。）に対して、過誤のあった支払済み額の返還を請求することができる。
- 2 前項の返還請求に当たっては、丙は代行機関を通じて行うことができる。
- 3 丁が丙に返還を行った場合、丁は丙に対して、適切な委託料を請求することができる。
- 4 前項の請求に当たっては、本契約第7条各号によることとする。

（抗体検査方法の追加）

第2条 本契約の別記「風しんの第5期の定期接種実施要領」（以下「別記」という。）第1における表に、次の検査方法を追加する。

測定キット名（製造販売元）	検査方法	抗体価（単位等）
Rubella-G アボット （アボットジャパン株式会社）	化学発光免疫測定法 （CLIA 法）	15未満 （国際単位（IU/mL））

（ワクチンの追加）

第3条 別記第2（1）イを次のとおり読み替えることとする。

「イ 集合契約における風しんの第5期の定期接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）を使用する。ただし、乾燥弱毒生風しんワクチン（風しん単独ワクチン）を使用した場合については、代行機関による委託料の請求及び支払はできないが、風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る委託契約書第7条第3項による請求を可能とする。」

（風しん抗体検査の価格の改定）

第4条 本契約別紙8について、消費税率の改定に伴い、別添のとおり改定する。



(附則)

本覚書第3条は、本契約の締結日から適用するものとする。

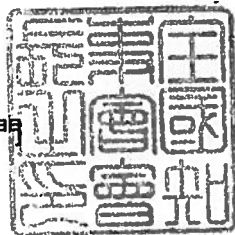
本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和2年3月31日

甲 東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館6階

全国知事会

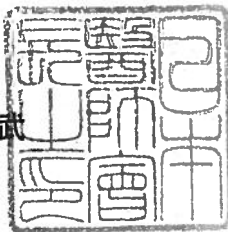
代表者 会長 飯泉 嘉門



乙 東京都文京区本駒込2丁目28番16号

公益社団法人日本医師会

代表者 会長 横倉 義武



風しん抗体検査の価格

別紙8

	HI法、LTI法	EIA法、ELFA法、CLEIA法、 FIA法、CLIA法
保健所で行う場合※1	790円	2,180円
健診等の機会に行う場合	■1※3 1,290円 (税込: 1,419円)	■2※3 2,680円 (税込: 2,948円)
月～金曜日午前8時から午後6時までの間、または土曜日午前8時から正午までの間に医療機関を受診して行う場合(休日※2を除く)	■3※3 4,930円 (税込: 5,423円)	■4※3 6,320円 (税込: 6,952円)
上記以外の時間に医療機関を受診して行う場合	■5※3 5,430円 (税込: 5,973円)	■6※3 6,820円 (税込: 7,502円)

※1 参考価格。今回の集合契約には含まれない。

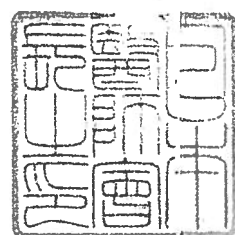
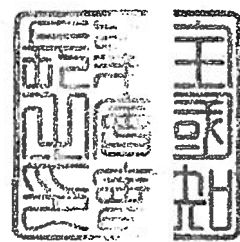
※2 日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日、3日、12月29-31日

※3 抗体検査の受診票における「検査番号」に相当する番号を記載。

注1 国保連合会に支払い事務を委託する場合には、上記価格以外に事務手数料として300円(税込)が必要となる。

注2 注1の事務手数料は、消費税率の引上げを含め、必要に応じて価格改定を実施予定。

(別紙)



事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局結核感染症課

風しんの抗体検査及び風しんの第 5 期の定期接種に係る
過誤調整事務マニュアルの送付等について（協力依頼）

風しんの追加的対策における過誤調整のため、「風しんの抗体検査及び風しんの第 5 期の定期接種に係る過誤調整事務マニュアル」を別添のとおり都道府県、保健所設置市及び特別区へ送付いたしました。

実施機関及び代行機関におかれましては、過誤調整に係る手続きが発生した際には、本マニュアルに則りご対応いただきたく、関係機関への周知方よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 31 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局結核感染症課

風しんの抗体検査及び風しんの第 5 期の定期接種に係る
過誤調整事務マニュアルの送付等について

「風しんの追加的対策に係る対応について（情報提供及び協力依頼）」（令和 2 年 3 月 27 日付け健健発 0327 第 1 号厚生労働省健康局健康課長及び健感発 0327 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長連名通知）記 1 において別途通知することとしていたことについて、別添 1「風しんの抗体検査及び風しんの第 5 期の定期接種に係る過誤調整事務マニュアル等の送付について」のとおりご連絡いたします。都道府県におかれましては、管内市町村への周知等を図っていただきますようお願いいたします。

併せて、代行機関において本過誤調整を実施するに当たり、「2019 年度風しん抗体検査及び定期の予防接種の費用の支払に係る委託契約」の変更が必要となることから、別添 2 のとおり委託変更契約書の例を送付いたしますので、都道府県におかれましては、都道府県国民健康保険団体連合会との手続方お願いいたします。

風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る

過誤調整事務マニュアル

本マニュアルは、「風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る委託契約書」に係る覚書及び「2019 年度風しん抗体検査及び定期の予防接種の費用の支払に係る委託契約」（変更契約）に係る取扱についてお示しするものである。

【目次】

I. 過誤調整とは	1
1. 概要	
2. 手続の流れ	
(1) 分類	
(2) 標準的な流れ	
II. 市区町村編	7
III. 医療機関等	9
IV. 国民健康保険団体連合会	12

I. 過誤調整とは

1. 概要

風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る過誤調整とは、風しんの追加的対策に関して実施された抗体検査または予防接種（予診のみの場合を含む）であって、医療機関及び健診実施機関（以下「医療機関等」という。）の請求内容に不備等が判明したものについて、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を通じて市区町村から支払が行われた後で、支払金額の調整を行う事務手続である。

<過誤請求の例>

- ・抗体検査について、価格区分を誤って請求した場合
- ・風しん単独ワクチンを接種した場合
- ・ワクチンを接種したにもかかわらず予診クーポンで請求された場合
- ・抗体検査結果の説明に対して、予診クーポンが使用された場合
- ・抗体検査を実施していないのに、抗体検査費用が請求された場合

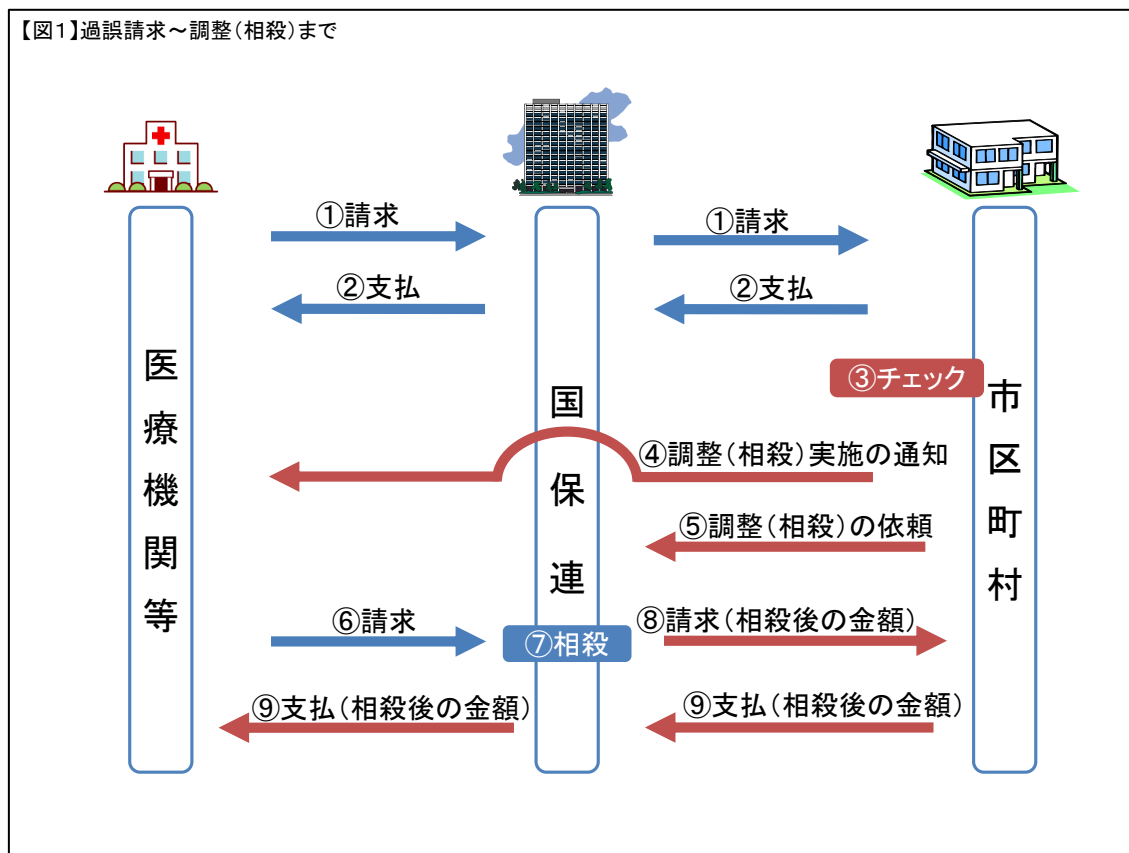
2. 手続の流れ

（1）過誤調整の手続は、大きくは以下の2つに分類される。

- ①医療機関等からの誤った請求に基づき市区町村が支払った額について、市区町村が当該請求を返戻し、支払済み額を調整（相殺）する手続
- ②返戻を受けた医療機関等が、①の調整後、改めて正規の額を請求する手続

(2)(1)の①について、市区町村が支払済み額を調整（相殺）する標準的な手続は、市区町村・医療機関等・国保連において、以下のとおり行う。

【図1】過誤請求～調整（相殺）まで



図表の説明については以下のとおり。

- ①抗体検査、予診、予防接種（以下「抗体検査等」という。）を実施した医療機関等から、クーポン券を用いて国保連へ請求し、国保連からクーポン券発行元市区町村へ請求する。
- ②市区町村は①により請求のあった額を、国保連を通じて医療機関等に支払う。
- ③市区町村は、①により請求のあった抗体検査等の受診票または予診票の内容を確認する。
- ④③において過誤請求が判明した場合、市区町村は過誤請求のあった医療機関等へ、直接、過誤請求に基づく支払済み額の調整を行う旨を連絡する。
- ⑤④を行ったのち、市区町村が所在する国保連へ、調整（相殺）の依頼を行う。
- ⑥当該医療機関から、⑤以後に国保連へ請求。
- ⑦（⑥が⑤を行った月以降である場合）国保連において、調整対象額を⑥と相殺する。
- ⑧国保連は⑦の相殺後の額を市区町村に請求する。
- ⑨市区町村は⑧により請求のあった額を、国保連を通じて医療機関等に支払う。

《注意事項》

- ・国保連が⑦の手続を行う期間は、⑤の依頼があった翌月から6ヶ月間とする。
- ・当該期間中に⑥の請求がなかった、または⑥の請求があったが⑤の額に満たなかった場合、期間経過後に⑤の依頼書類が返却されるため、調整は市区町村・医療機関等間で直接行う。

(3)(1)の②については、複数のパターンが想定される。

- ①クーポン券により再請求が可能な場合。
- ②再請求は可能だが、クーポン券によることが不可能な場合。
- ③再請求ができない場合。

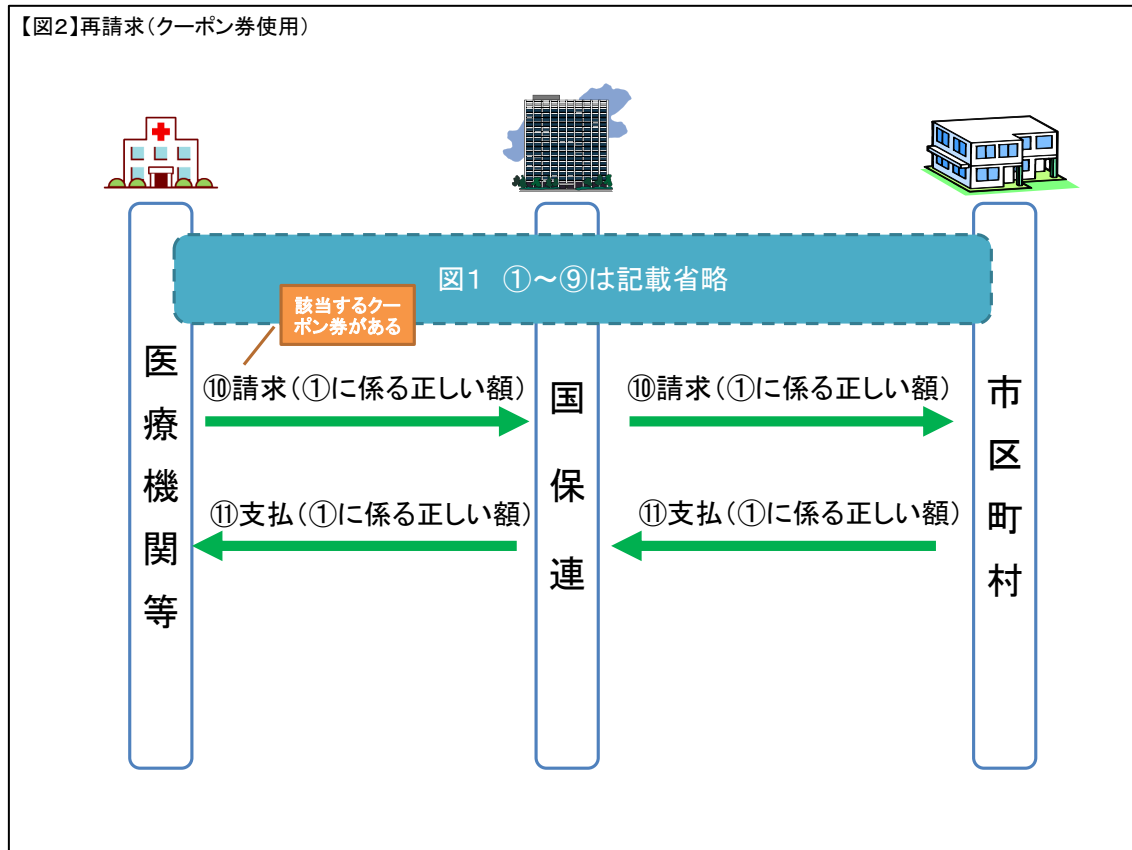
詳細については以下のとおり。

①クーポン券により再請求が可能な場合。

（過誤）抗体検査について、価格区分を誤って請求した。

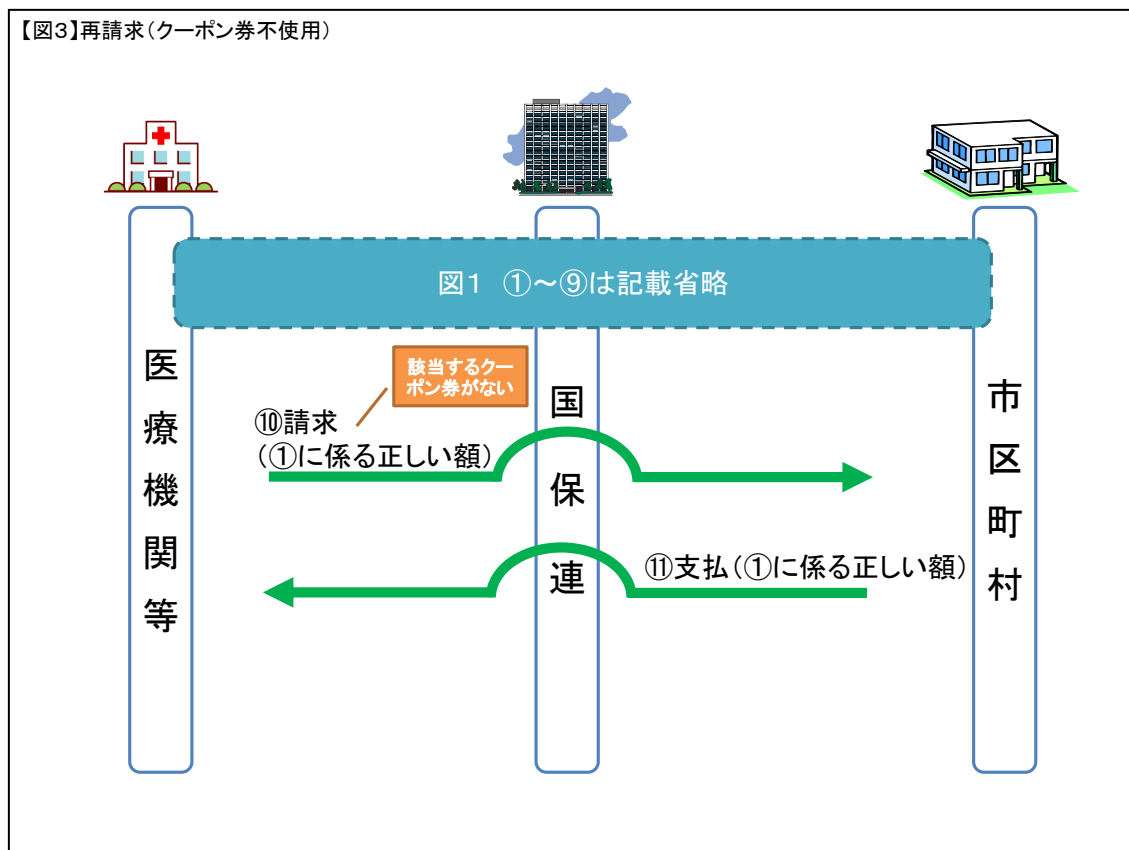
（対応）返戻されたクーポン券により、再度、国保連を通じて請求する。

【図2】再請求（クーポン券使用）



- ②再請求は可能だが、クーポン券によることが不可能な場合。
- （過誤１）風しん単独ワクチンを接種した場合※。
- （過誤２）ワクチン接種したにもかかわらず予診クーポンで請求された場合。
- （対応）金額調整に伴い返戻された受診票に基づき、正しい金額で市区町村へ直接請求する。

【図3】再請求（クーポン券不使用）



※ 集合契約においては、MRワクチンを使用するものであるが、覚書の締結により、風しん単独ワクチンを接種した場合の請求について、別途、医療機関等から市区町村にクーポン券によらず（直接）請求することを可能とした。

なお、予防接種及び予診に係る委託料金は市区町村が個別に定めることとされており、風しん単独ワクチンについても同様である。

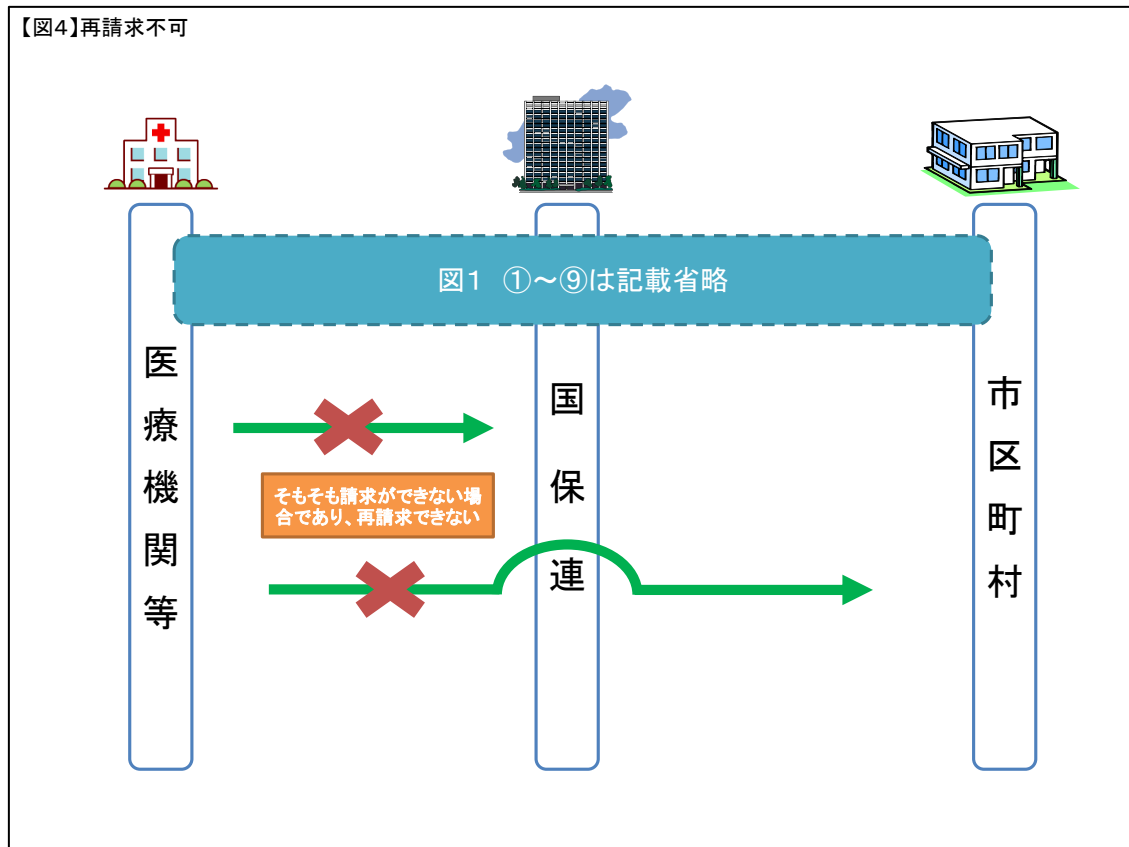
③再請求ができない場合。

（過誤１）抗体検査結果の説明に対して、予診クーポンが使用された。

（過誤２）抗体検査を実施していないのに、抗体検査費用が請求された。

（対応）本来、請求することができないので、再請求はできず、金額調整（相殺）のみとなる。

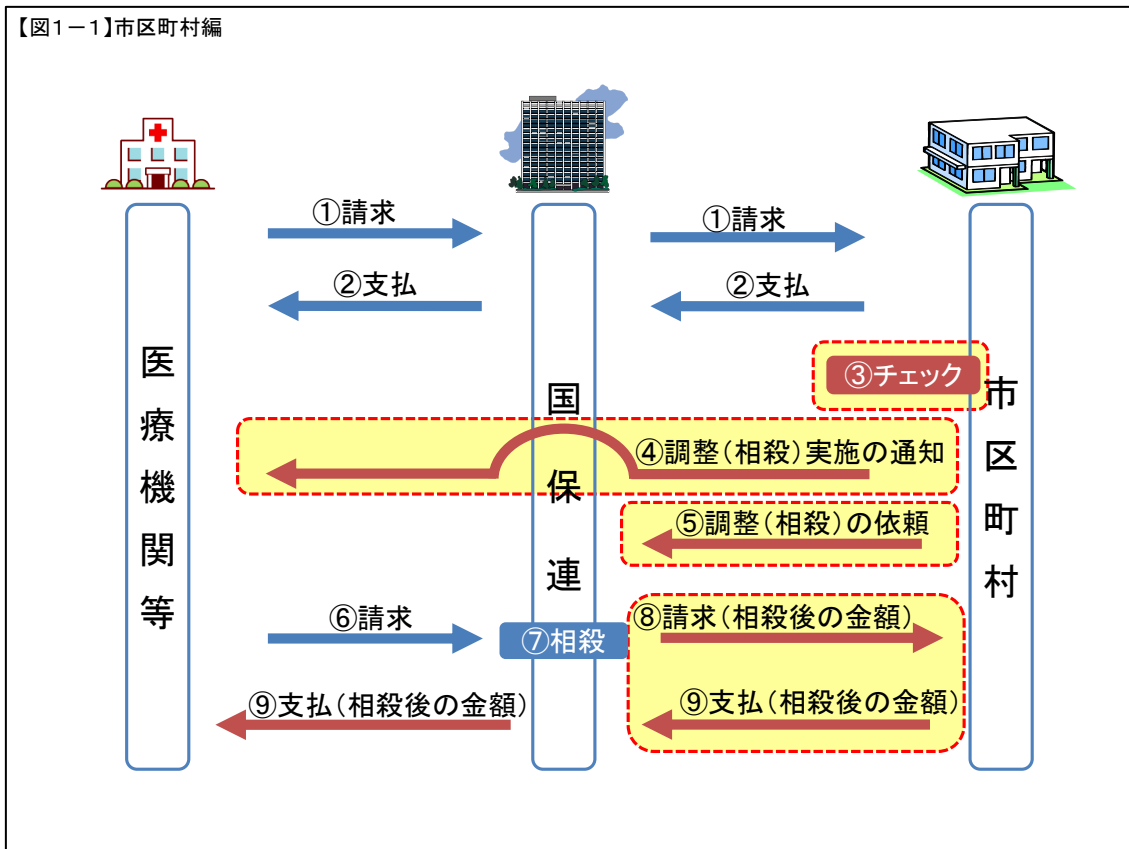
【図4】再請求不可



なお、上記の過誤内容は例示であり、これに限るものではないことから、過誤内容に応じて適宜対応すること。

Ⅱ．市区町村編

I の流れのうち、市区町村において行う具体的な事務については以下のとおりである。



《③のチェックについて》

医療機関等から国保連を通じて送付された請求関係書類の内容確認を行う。その際、受診票または予診票の記載不備等により、過誤請求であるか否かの判断が困難な場合は、適宜医療機関等に確認する。

《④の通知について》

市区町村から過誤請求のあった医療機関等へ直接書面（参考様式：別添1）により通知すること。これにより医療機関等は、今後調整が生じることを把握することが可能となる。

再請求が可能な場合については、併せて通知すること。

《⑤の依頼について》

④を行った後、市区町村が所在する国保連に対して、調整（相殺）依頼を書面により行う。具体的には別添 2 の編纂方法のとおり、過誤返戻依頼集計書、過誤返戻依頼書、受診票及び予診票（原本）を送付すること。国保連が受理した翌月から 6 ヶ月間、⑥の請求に対して⑦相殺を行う。

なお、④に対して医療機関等から異議の申し立てがあった場合は、協議の上、⑤の通知を行うこと。

《⑧の請求について》

国保連から相殺後の額で請求が来るため、適切に⑨において支払うこと。請求関係書類と併せて、調整結果通知書（別添 4 のイメージ）が送付されるため、内容を確認し、進捗管理を行うことが望ましい。

《留意事項》

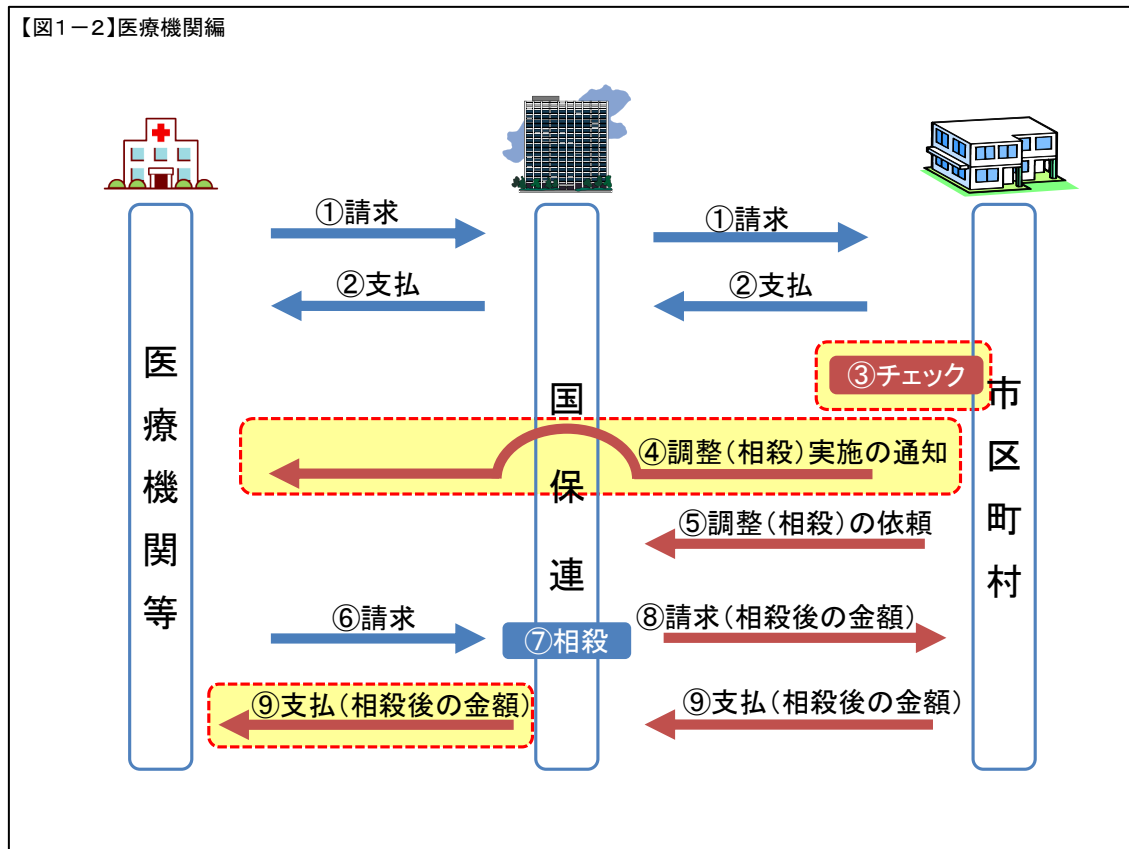
- ・実施機関からの抗体検査（受診票）の請求額、予防接種（予診のみ含む）（予診票）の請求額が過誤調整の対象となるが、誤って請求した額と本来請求すべき額の差額調整を行うことはできない。
（例：抗体検査において、2,948 円で請求すべきところ、誤って 6,952 円で請求した場合、6,952 円が相殺される（差額の 4,004 円を相殺することはできない）。）
- ・過誤調整を行う場合において、国保連に支払われた事務手数料は返還されない（また、医療機関等が過誤内容を訂正のうえ、国保連に再請求する場合は、通常の請求と同様に事務手数料が発生する）。

《その他》

- ・⑦の調整期間（6 ヶ月）経過時点で、調整が完了しなかった過誤請求については、⑤で国保連へ送付した過誤返戻依頼書、受診票及び予診票（原本）が市区町村へ返却される。以降は、市区町村が医療機関等に対して直接返還請求を行う必要がある。
- ・過誤調整の開始当初は、これまでの過誤請求が国保連に集中する可能性があることから、これを避けるため、別添 3 のスケジュールを参考に⑤の依頼を行うこと。

Ⅲ. 医療機関等

I の流れのうち、医療機関等において行う具体的な事務については以下のとおりである。



《③市区町村からの補正依頼または確認について》

受診票または予診票に記載不備があり、市区町村から、その内容に関する補正依頼または確認依頼があった場合、医療機関等は診療録を参照する等により、適切に対応すること。

《④の通知について》

市区町村において過誤と判断した請求について、書面（参考様式：別添1）により医療機関等へ通知されるので、遅滞なく内容を確認し、異論がある場合には速やかにその旨を申し立てること。（申立先：クーポン券に記載の市区町村）

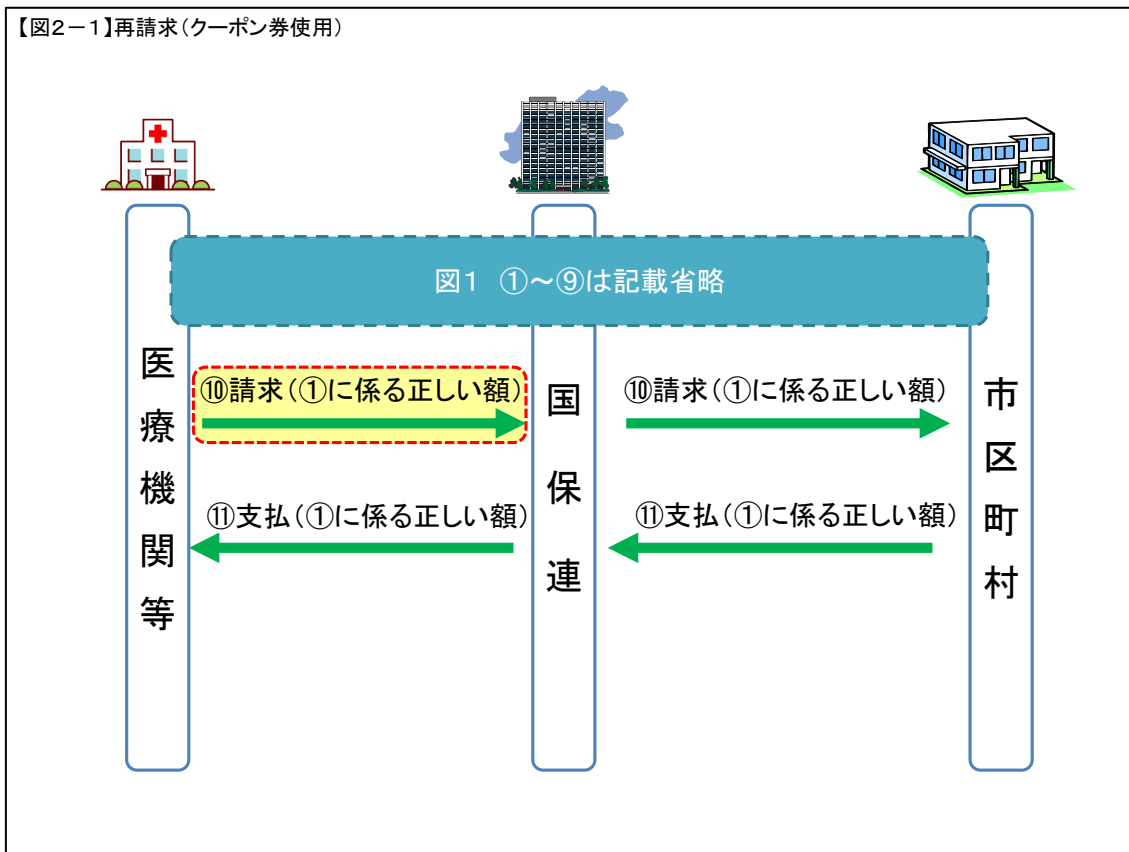
《⑨の支払額について》

国保連から、調整結果通知書、過誤のあった受診票及び予診票（原本）の送付と共に相殺後の金額が支払われるため、予め承知しておくこと。

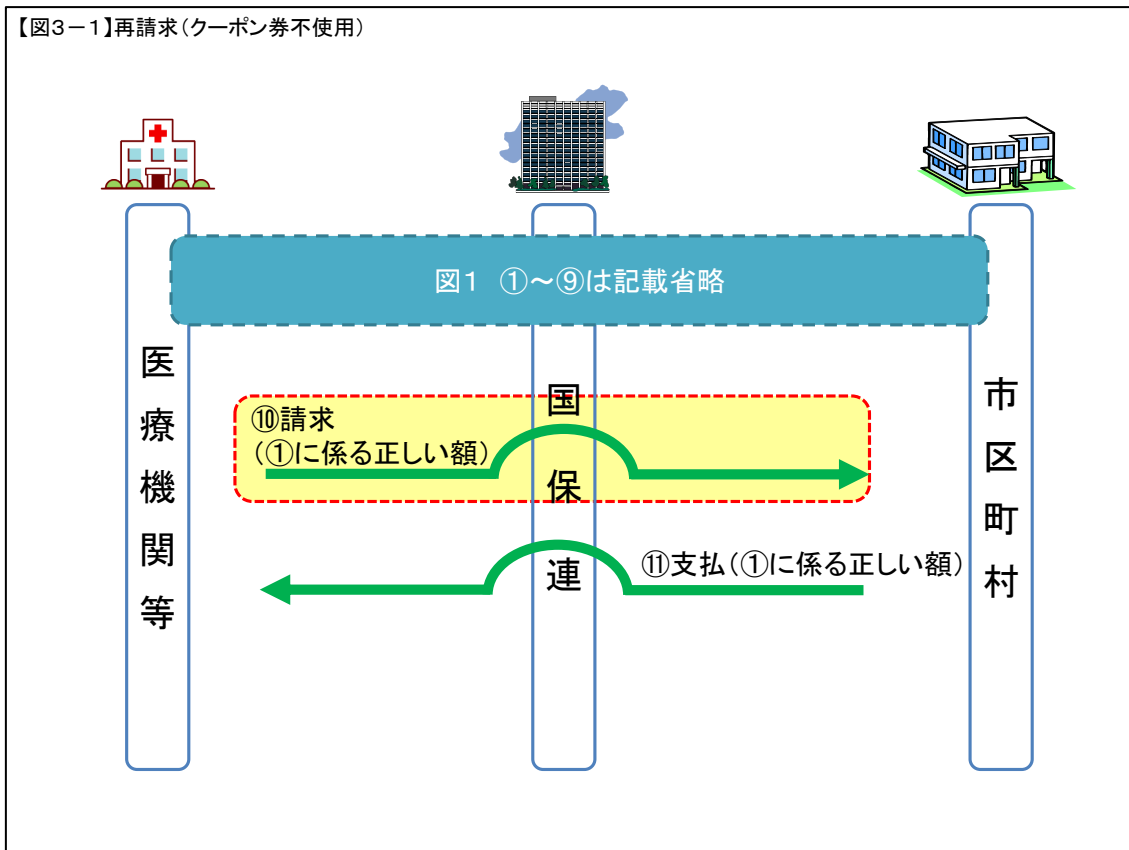
《再請求について》

④の通知と併せて、市区町村から再請求に係る連絡があった場合、請求方法（クーポン券を使用する場合、使用しない場合）の指示に従い、市区町村へ請求すること。

【図2-1】再請求(クーポン券使用)



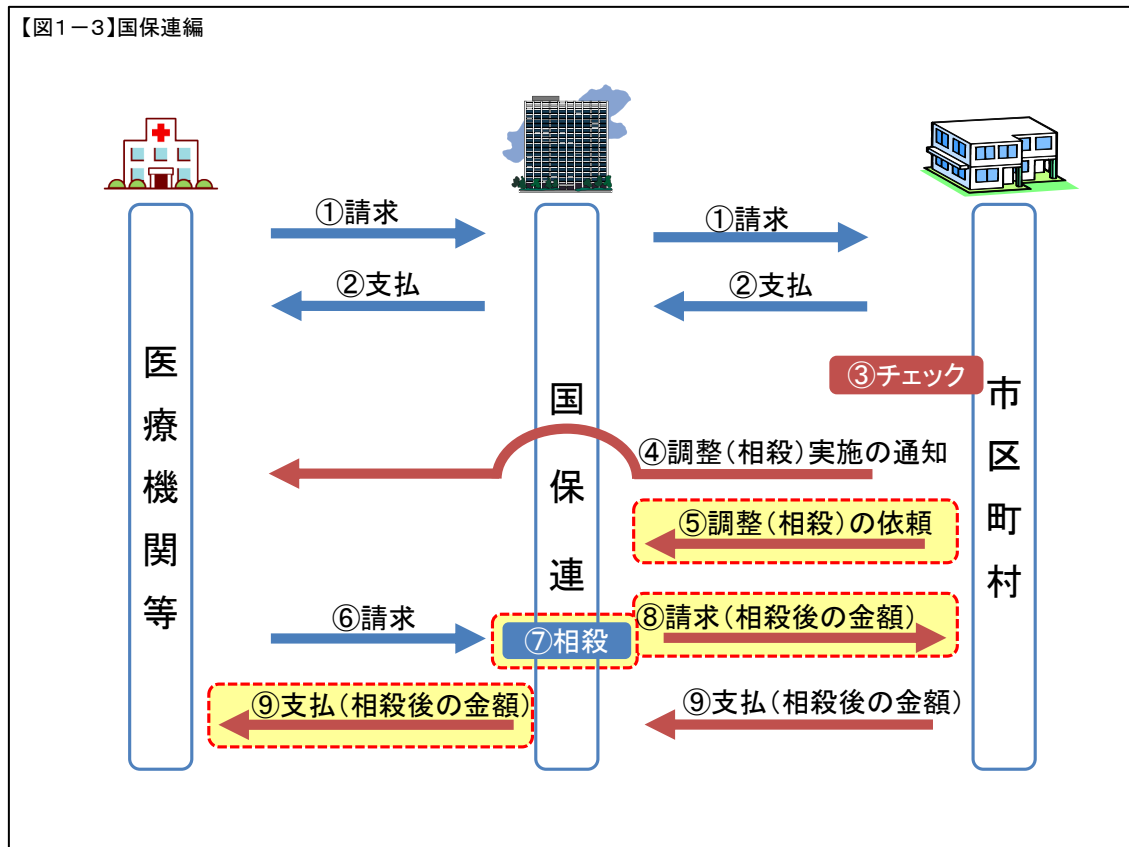
【図3-1】再請求(クーポン券不使用)



IV. 国民健康保険団体連合会

I の流れのうち、国保連において行う具体的な事務については以下のとおりである。

【図1-3】国保連編



《⑤の依頼について》

⑤で依頼があった過誤請求については、各医療機関等が所在する国保連へ、依頼があった翌月 10 日までに過誤返戻依頼書、受診票及び予診票（原本）を送付すること。送付を受けた国保連は、相殺期間中、適切に管理すること。

《⑦の相殺について》

相殺期間中に⑥の請求があった場合、⑤の依頼の古い順、実施月の古い順に、相殺を行うこと。

《⑧について》

相殺した場合は、⑧で市区町村に調整結果通知書を送付すること。

《⑨について》

相殺した場合は、⑨で医療機関等に、調整結果通知書を送付し、併せて過誤のあった受診票及び予診票（原本）を返戻すること。

年 月 日

(医療機関名) 殿

〇〇市(区町村)

風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種に係る
過誤請求の調整のご連絡

風しんの追加的対策について、ご協力をいただきありがとうございます。

本市(区町村)が発行した風しんの抗体検査及び予防接種クーポン券を用いて貴施設を受診された方の請求について、別表のとおり請求内容に誤りがありました。既に請求金額のとおり支払済みですが、今後の貴施設からの請求に対して当該支払金額を差し引き調整(相殺)させていただくこととなりますので、ご連絡申し上げます。詳細については別紙1をご参照いただき、内容に関して疑義がある場合は、〇年〇月〇日までに下記問い合わせ先までご連絡ください。

これらについては、〇年〇月～×年×月の間に、貴施設からクーポン券を用いた風しんの追加的対策に係る請求のあった額に対して、国民健康保険団体連合会を通じて相殺のうえ、受診票等原本を返戻させていただきます。本期間中に相殺できなかった金額(残額が発生する場合)については、本期間経過後に、本市(区町村)から直接返還の請求をさせていただく場合がありますので、ご了承下さい。

なお、誤りがあった請求については、内容を訂正のうえ再度請求いただくことが可能な場合がありますので、別紙1の再請求方法の欄及び再請求額の欄をご覧ください。

【問い合わせ先】

〇〇市(区町村) ご担当部署 ご担当者氏名
電話番号
E-MAIL

請求年月：貴施設から国保連に請求した年月（過誤返戻依頼書に記入する請求年月と同年月）

過誤理由：本請求が誤りである理由

発券No.：本過誤請求に使用されたクーポン券の発券No.

過誤金額：本請求額（既に支払済で、今後調整する額）

再請求方法：過誤金額を調整後、再請求が可能な場合は、本方法により再請求をいただくもの（再請求できない場合もあります）

再請求額：再請求が可能な場合に、請求していただく額（本来請求していただくべき正規の金額）

以下の書類を添付し、本市（区町村）へご郵送ください。

- ・風しんの抗体検査・風しんの第5期定期接種に係る費用の請求及び受領に関する届（別紙2）
- ・風しん対策 市区町村別請求書（別紙3）
- ・再請求に係る受診票、予診票 ※本市（区町村）から国保連を通じて返戻したもの

年 月 日

医療機関名	請求年月	券種	過誤理由	発券No.	氏名	過誤金額	再請求方法	再請求額
〇〇クリニック	2019. 12	予防接種	風しん単独ワクチンを接種	*****	〇〇〇〇	** , ***円	本市へ直接請求	* , ***円
〇〇クリニック	2020. 1	抗体検査	検査の価格区分誤り	*****	〇〇〇〇	* , ***円	返戻したクーポン券により国保連へ請求	* , ***円
〇〇クリニック	2020. 1	予診	抗体検査の結果通知のみで予診を行っていない	*****	〇〇〇〇	* , ***円	予診を行っていないため請求不可	0円
合計						円		円

風しんの抗体検査・風しんの第5期定期接種 に係る費用の請求及び受領に関する届

20 年 月 日 提出

〇〇市（区町村） 御中

開設者（代表者） 住所

氏名

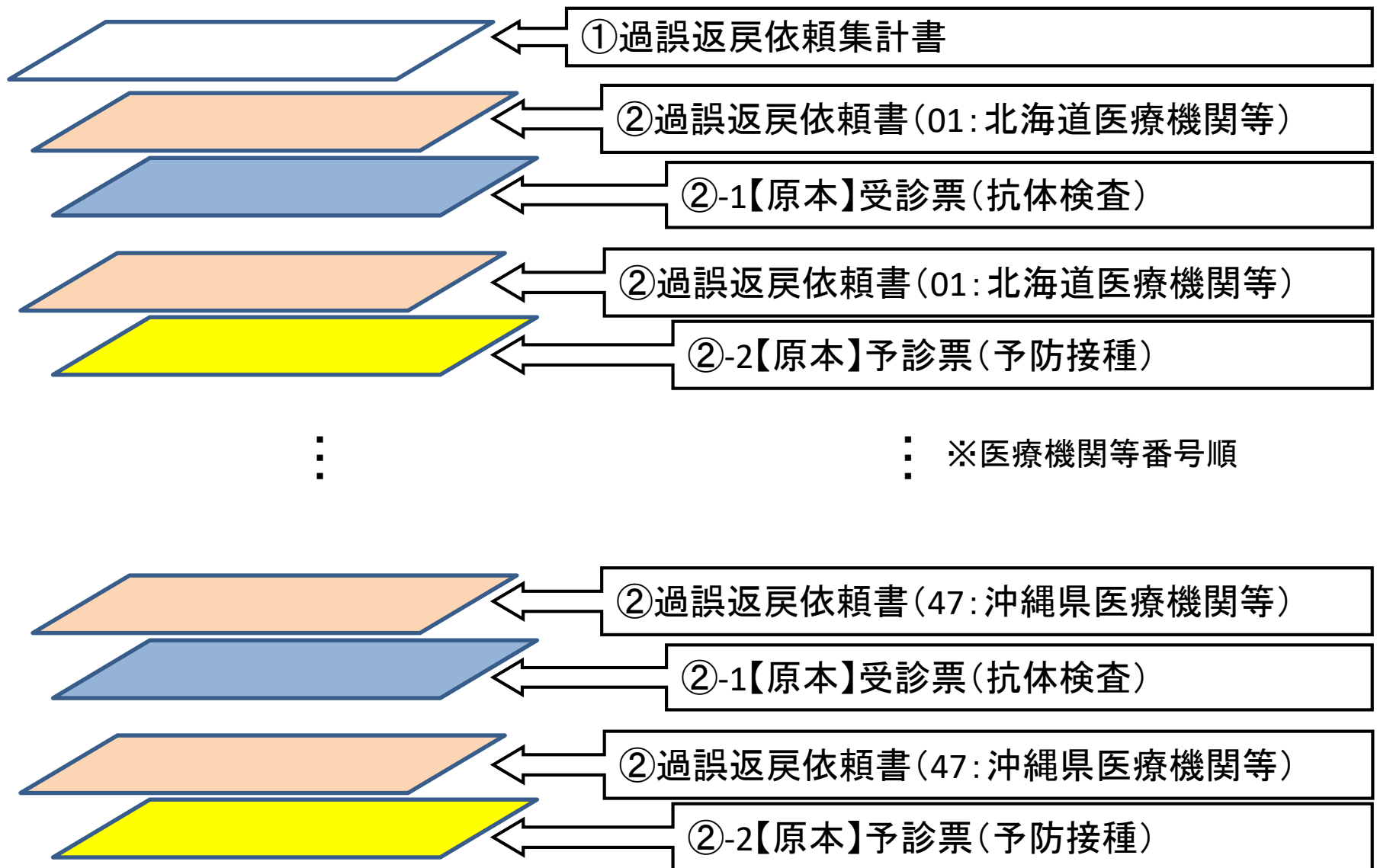
印

風しんの抗体検査等に係る費用の請求及び受領に関する届を下記のとおり記入・捺印のうえ提出いたします。

医療機関 等番号										
フリガナ										
医療機関 等名称										
郵便 番号	—									
フリガナ	TEL		— —							
	FAX		— —							
所在地	振込先		金融機関コード							
	支店名		支店コード							
所在地	預金 種目		1：普通				2：当座		該当番号に○ を付けて下 さい。	
	口座 番号		右詰で記載し て下さい。							
フリガナ	フリガナ									
請求者	口座 名義人※									
備 考										

※開設者（代表者）と口座名義人が異なる場合には、委任状も添付いただく必要があります。

市区町村から国保連合会への過誤請求時の編綴方法



風しん対策抗体検査・予防接種費過誤返戻依頼集計書

《 市区町村名 》（令和 年 月分）

国民健康保険団体連合会 御中

（市区町村 ⇒ 国保連合会）

（提出日）令和 年 月 日

都道府県番号	都道府県名	依頼件数(※)	備考
01	北海道		
02	青森県		
03	岩手県		
04	宮城県		
05	秋田県		
06	山形県		
07	福島県		
08	茨城県		
09	栃木県		
10	群馬県		
11	埼玉県		
12	千葉県		
13	東京都		
14	神奈川県		
15	新潟県		
16	富山県		
17	石川県		
18	福井県		
19	山梨県		
20	長野県		
21	岐阜県		
22	静岡県		
23	愛知県		
24	三重県		

都道府県番号	都道府県名	依頼件数(※)	備考
25	滋賀県		
26	京都府		
27	大阪府		
28	兵庫県		
29	奈良県		
30	和歌山県		
31	鳥取県		
32	島根県		
33	岡山県		
34	広島県		
35	山口県		
36	徳島県		
37	香川県		
38	愛媛県		
39	高知県		
40	福岡県		
41	佐賀県		
42	長崎県		
43	熊本県		
44	大分県		
45	宮崎県		
46	鹿児島県		
47	沖縄県		
合計			

※ 医療機関等番号の先頭2ケタ（都道府県番号）をキーに依頼件数を集計する。

風しん対策抗体検査・予防接種費過誤返戻依頼書 (令和 年 月分)

_____国民健康保険団体連合会 御中

(市区町村 ⇒ 国保連合会)

(提出日) 令和 年 月 日

市区町村番号		市区町村名		市区町村担当者名	
医療機関等番号			医療機関等名		
請求年月		券種 (該当番号に○を付けて下さい)			
令和 年 月		1 抗体検査券	2 予防接種予診券	3 予防接種券	
発券No.			氏名 (任意)		
備考					

※国保連合会から送付された「風しん対策抗体検査・予防接種費 明細一覧」の内容を転記してください。

主たる過誤事由に○を付けて下さい。

過誤事由	
抗体検査の価格区分誤りのため	風しん単独ワクチンの使用のため
抗体検査結果の説明のみ行ったものであるため (予診未実施)	クーポン券種誤りのため
抗体検査受診票及び予診票の記載誤りのため	その他 (以下に理由を記載)
(その他の理由)	

医療機関等への連絡状況 ※			
医療機関等の 連絡年月日	令和 年 月 日	医療機関等担当者名	
備考			

◇◇◇記載上の注意◇◇◇

・受診票/予診票1枚につき、本依頼書1枚の記載が必要

・受診票/予診票の原本を添付すること。

※ 本依頼書は医療機関等へ連絡の上、ご提出ください。

調整スケジュールについて

	2019年 4月5月 実施分	2019年 6月 実施分	2019年 7月 実施分	2019年 8月 実施分	2019年 9月 実施分	2019年 10月 実施分	2019年 11月 実施分	2019年 12月 実施分	2020年 1月 実施分	2020年 2月 実施分	2020年 3月 実施分	2020年 4月 実施分	2020年 5月 実施分
国保連 への 請求月	2019年 6月	2019年 7月	2019年 8月	2019年 9月	2019年 10月	2019年 11月	2019年 12月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月
市町村 への 請求月	2019年 7月	2019年 8月	2019年 9月	2019年 10月	2019年 11月	2019年 12月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月	2020年 4月	2020年 5月	2020年 6月	2020年 7月
													
過誤調 整依頼 の時期	2020年 4月末	2020年5月末		2020年6月末				2020年7月末				2020年 8月末	2020年 9月末
国保連 での調 整期限	2020年 10月末	2020年11月末		2020年12月末				2021年1月末				2021年 2月末	2021年 3月末

【注意事項】

- 請求月は最短のものであり、医療機関によっては記載の月以降に請求される場合がある。
- 過誤調整依頼の時期は標準的なものとする。所在地の国保連と調整の上、前倒し等することも可能である。
- 国保連での調整期限(過誤調整依頼の翌月から6ヶ月間)経過後は、国保連から市区町村へ依頼書類が返却され、市区町村・医療機関等間で直接調整を行う。
- 2020年6月実施分以降は、2020年5月実施分の取扱に倣うこととする。

令和2年4月 分

イメージ

医療機関等番号	医療機関等名
1310229153	●●●医院

令和2年4月30日 作成

1 頁

[illegible]

券種	1	抗体検査券
	2	予防接種予診券
	3	予防接種券

検査 番号	1	健診・HI法	4	EIA法
	2	健診・EIA法	5	夜間休日・HI法
	3	HI法	6	夜間休日・EIA法

イメージ

1 頁

検査番号	1	健診・HI法	4	EIA法
	2	健診・EIA法	5	夜間休日・HI法
	3	HI法	6	夜間休日・EIA法

委託変更契約書（案）

〇〇都道府県を契約の取りまとめ者とする別紙委託元一覧表に示す市町村（特別区を含み、以下「甲」という。）と〇〇都道府県国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）は、〇年〇月〇日に締結した「2019 年度風しん抗体検査及び定期の予防接種の費用の支払に係る委託契約」（以下「原契約」という。）について、下記の通り変更する。なお、その他の条項については原契約のとおりとする。

記

（条項の追加）

原契約第 5 条に以下の条項を追加する。

（支払の調整）

- 第 5 条の 2 甲は、甲による確認の結果、支払が過誤と判明した抗体検査費用等については、乙を通じて当該費用を支払った医療機関等に対し、当該費用の返還を求めることができる。
- 2 甲は、前項の規定による調整を乙に依頼する場合は、事前に当該医療機関等へ通知のうえ、別紙「風しん対策抗体検査・予防接種費過誤返戻依頼書」及び「風しん対策抗体検査・予防接種費過誤返戻依頼集計書」並びにこれらに係る風しん抗体検査受診票又は風しんの予防接種予診票の原本（以下「調整依頼書等」という。）を乙に提出し、調整を依頼する。
- 3 乙は、甲から前項の規定による依頼を受けた時は、当該医療機関等からの以後の請求に係る支払と調整する。ただし、乙が甲から前項の規定による依頼を受けた日の属する月の翌月から起算して 6 か月以内に当該医療機関等からの請求に係る支払と調整することができない場合は、甲に対し、調整依頼書等を返還する。

（立替金利の変更）

第 6 条（支払遅延損害金）

原契約第 6 条の立替金利「年 5. 0 %の割合」を「民法第 4 0 4 条に定める法定利率」に改める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 代理人

〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇都道府県知事 〇〇 〇〇 印

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇都道府県国民健康保険団体連合会

理事長 〇〇 〇〇 印

- (3) 当該対応は、代行機関において令和元年度に発行したクーポン券による請求手続きを可能とするもので、令和2年度において委託料を改定しない場合は、有効期限の延長のみとなる。

2 前倒し発行したクーポン券の取扱いについて

令和元年度の当初に発行したクーポン券と、令和元年度末に前倒し発行した令和2年度用のクーポン券の券面額が異なる場合については、令和元年度中は、いずれも有効期間内であることから、実施機関は、印刷済みの券面額に基づき請求を行うものとする。このため、市区町村においては、改定後の委託料と改定前の委託料の両方の請求に対応する必要がある。

3 委託料改定を行う場合の手順

- (1) 委託料を改定する場合は、改定前の金額及び改定後の金額を、令和2年3月13日までに、別紙様式により、各都道府県担当において管内市区町村分を取りまとめ、厚生労働省健康局健康課予防接種室へ報告する。
- (2) 厚生労働省は、実施機関や代行機関等において委託料の確認を行えるよう、価格改定のあった市区町村について、新旧価格表を作成し、公表（周知）する。

4 その他

市区町村が委託料を改定する場合には、当該市区町村の新旧の委託料を公表するとともに、全国の実施機関等に目視での対応を求めることとなることについて、関係者と理解を共有しておく必要がある。また、当該市区町村内の実施機関への取扱いの周知については、当該市区町村が、関係者と協力の上遺漏なきを図るものとする。

【照会先】

厚生労働省健康局
健康課予防接種室調査管理係
(直通)03-3595-3287

事 務 連 絡
令和元年 12 月 20 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局結核感染症課

風しんの追加的対策に係る令和2年度の対応について（協力依頼）

風しんの追加的対策につきまして、多大なる御協力を賜り感謝申し上げます。

本対策の進捗について、本年度のクーポン券発送対象者のうち、本年4月から9月にクーポン券を使用し抗体検査を受けた者は約87万人（13％）に留まっています。令和2年7月からの東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、訪日客の増加が見込まれるところ、風しんの発生及びまん延を防止するため、令和2年7月までに、本対策の対象者の抗体保有率を85％に引き上げるという目標を掲げています。当該目標を達成するためには、抗体検査を480万人に受けていただく必要があることから、本対策の対象者に対してクーポン券を早期に発行することが非常に重要です。

このことを踏まえ、今般、令和2年度のクーポン券発行対象者について、別添「風しんの追加的対策の実施方法について」のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

つきましては、下記事項について関係者への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について御協力をお願いいたします。

記

1 令和2年度のクーポン券発行対象者について

- (1) 市区町村は、令和2年度の本対策の対象として、少なくとも昭和41年4月2日から昭和47年4月1日までの間に生まれた男性に対し、クーポン券の発行及び送付を行うこと。ただし、市区町村の希望に応じて、送付対象を拡大することも可能であるため、これまでのクーポン券の利用率及び風しんの発生状況等（※）を踏まえ、本年度及び令和2年度のクーポン券の発行対象でない世代（昭和37年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた男性）に対しても、クーポン券を発行及び送付することを積極的にご検討いただきたい。

※ 例えば、風しん患者が多数発生している又は訪日外国人が多い市区町村等。

参考：第34回厚生科学審議会感染症部会 資料7

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000571663.pdf>

- (2) 令和2年度当初からクーポン券を使用できるよう、2月末日の時点でクーポン券

を発送する対象者の数を確定した上でクーポン券を発行・送付し、3月中に対象者の手元に届くよう準備を行うこと。

- (3) 4月1日前後は市区町村間の住民異動が多いことから、転入者については4月末までにクーポン券を一括で発行・送付することが望ましい。
- (4) 市区町村の転出があった場合には、送付されたクーポン券が使用できないため、クーポン券の送付時に、転出先で再発行が必要である旨を対象者に周知すること。

2 令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて

- (1) 令和元年度に発行されたクーポン券については、令和2年度も使用可能とする。
- (2) 令和元年度にクーポン券を発行したが未使用であった者に対しては、再勧奨を行うこと。なお、抗体検査の受検及び定期の予防接種を促進する観点から、クーポン券を再発行しても差し支えない。
- (3) 市区町村の転出があった場合には、令和元年度に送付されたクーポン券が使用できないため、再勧奨の際に、転出先で再発行が必要である旨を対象者に周知すること。
- (4) 令和2年度に予防接種価格を変更する自治体における対応については、関係機関と調整の上、追って連絡する。

風しんの追加的対策の実施方法について

別添

【実施方法】

- ① 抗体検査の受検目標の達成に計画的に取り組むため、3か年計画で、段階的に行う。
- ② 1年目（～2020年3月）は、まずは昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれ（約646万人）の男性に対して、市区町村からクーポン券を送付する。
- ③ 2年目（～2021年3月）は、少なくとも昭和41年4月2日～昭和47年4月1日生まれ（約570万人）の男性に対して、市区町村からクーポン券を送付する。

※ 市区町村の希望に応じて、送付対象を拡大することも可能であるため、これまでのクーポン券の利用率及び風しんの発生状況等を踏まえ、2019年度及び2020年度のクーポン券の発行対象でない世代（昭和37年4月2日～昭和41年4月1日生まれ）の男性に対しても、クーポン券を発行することを積極的にご検討いただきたい。

また、2019年度に送付されたクーポン券は、2020年度も使用可能とする。2019年度にクーポン券を発行したが未使用であった者に対しては、再勧奨を行うこと。なお、抗体検査の受検及び定期の予防接種を促進する観点から、クーポン券を再発行しても差し支えない。
- ④ なお、対象者が市区町村に申し出た場合も、クーポン券を発行し抗体検査を受検できることとする。

風しんの追加的対策の実施方法について

【初年度(2019年度)及び次年度(2020年度)における取組】

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

昭和54年4月1日生

昭和37年4月2日生

約646万人(2019年度)

約570万人(2020年度)[※]

クーポン券の
送付対象者の方

約700万人

抗体検査を受ける
ことが見込まれる方

約145万人

予防接種を受ける
ことが見込まれる方

※ 2019年度及び2020年度のクーポン券の発行対象でない世代(昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれ)に対しても、クーポン券を発行及び送付することを積極的にご検討いただきたい。

2020年4月以降に更に対策を進めることにより、2020年7月までに抗体保有率85%の目標達成を目指す。